

別表（第2条関係）

補助事業名	西播磨ツーリズム拠点整備（山城攻略拠点）事業
補助事業の目的	<p>西播磨地域に点在する山城はじめ歴史的風致を形成する地区等の名所旧跡、数々の社会インフラ施設など、様々な見どころが広く存在している。</p> <p>これらの見どころを、公共交通、自動車、バイク、自転車などの移動手段を使って巡るための環境整備を図るため、民間所有地内の施設整備に対し、市町とともに必要な支援を行う。</p>
補助事業の対象となる者	<p>以下の事業を行う者に対し管内市町が補助を行う場合について、管内市町へ補助を行う。</p> <p>西播磨県民局が進める西播磨山城復活プロジェクトにおいて、アクセス利便性改善を図る山城跡の登山口周辺に存在する空地等を活用し山城攻略拠点とすることが出来る土地を所有し、管理する自治会や地域住民で組織するまちづくり協議会等の団体で、西播磨山城復活プロジェクトに賛同し、協力して無料駐車場等を整備する意思があり、西播磨県民局長が事業実施を認める者。</p>
補助事業の対象となる経費	<p>山城攻略拠点として環境整備を行うための経費</p> <p>(1) 駐車場整備に要する経費  (2) 駐車場整備に付帯する施設設置や修繕に要する経費  (3) 山城復活プロジェクトに関連した案内看板設置に要する経費</p> <p>【対象とならない事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人又は団体の財産の形成及び営利を目的とする事業</li> <li>・会員等の親睦や一部の住民のみの利益追求を目的とする事業</li> <li>・兵庫県の他の助成を受けている事業</li> </ul>
補助率	1 / 2 以内
補助金の額	予算の範囲内で、1 団体あたり 500 千円（千円未満の端数は切り捨てる）を補助限度額とする。
適用除外する条項	—
その他の事項	整備した施設等については、山城復活プロジェクトのロゴマークを掲載する。

別に定める事項

関係条項	内容
第3条 (交付申請)	(添付書類) 事業計画書(別紙1)
	(指定期日) 別途通知する日
第7条第1項 (事業の変更承認)	(軽微な経費配分の変更) 補助対象経費相互間における少ない方の額の30%以内の変更
	(軽微な事業内容の変更) 補助事業の目的、効果に影響を及ぼさない範囲での事業の細部の変更
	(添付書類) 事業変更計画書(事業計画書(別紙1)に準じる)
	(指定期日) 別途通知する日
第9条第1項 (遂行状況報告)	(報告事項) 必要が生じた場合、別途通知する
第11条 (実績報告)	(添付書類) 事業実績報告書(別紙2)
	(指定期日) 事業完了後30日以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日
第19条第1項 (財産処分の制限)	(処分制限期間) 「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間。 ただし、上記省令に定めのない財産については、国庫補助事業において国土交通大臣が定めたものを準用する。